

○厚生労働省告示第二百九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和五年六月一日から適用する。

令和五年五月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表	別表
I (略)	I (略)
II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格	II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格
001～086 (略)	001～086 (略)
087 植込型脳・脊髄電気刺激装置	087 植込型脳・脊髄電気刺激装置
(1) (略)	(1) (略)
(2) 振戦軽減用	(2) 振戦軽減用
①～④ (略)	①～④ (略)
⑤ <u>16極以上用・充電式・自動調整機能付き</u> <u>2,320,000円</u>	(新設)
088～222 (略)	088～222 (略)
<u>223 腱^{けん}再生誘導材</u> <u>257,000円</u>	(新設)
<u>224 前立腺組織用高圧水噴射システム</u> <u>344,000円</u>	(新設)
III～IX (略)	III～IX (略)